

国立大学法人宮崎大学経営協議会の学外委員の選考方針

令和3年9月17日学長裁定

経営協議会の学外委員（国立大学法人宮崎大学経営協議会規程（平成16年4月1日制定）第3条第1項第3号の委員をいう。以下同じ。）については、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者から学長が任命することとされている。

これを踏まえ、学外委員の選考に当たっては、本法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するために、社会の多様なステークホルダーから幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に生かすため、以下の観点から選考する。

1. 本法人が戦略的に法人経営を進めるにあたり、本法人の基本理念・ビジョンに沿って助言や提案ができる者
2. 経済・産業、教育、マスメディア、医療等の専門的知見・経験を有し、国際的、全国的又は地域的視点から助言や提案ができる者
3. 「大学に関し広くかつ高い識見を有する者」であって、幅広い経験と実績かつ十分な社会的信用を有し、戦略的視点から助言や提案ができる者